

■第 446 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 9 月 10 日(月) 14:00~15:50

傍聴者:44 名

議事概要:

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

[1]「イブフェンカルバゾン」

[2]「ジカンバ」

[3]「プロパルギット」

- ・担当委員の三森委員及び事務局からの説明。
- ・本 3 件については、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * [1]除草剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。
- * [2]除草剤で、芝、草地等に使用します。大麦、大豆へのインポートトレランス設定要請及びインポートトレランスに基づき、大麦及び大豆を対象にした飼料中の残留基準の設定要請がされています。
- ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準、飼料中の残留基準が設定されています。
- * [3]殺虫剤で、おうとう、りんご等に使用し、みかん、もも、茶等への適用拡大申請及び魚介類への残留基準値設定の要請がなされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

- ・「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し」
- ・担当委員の熊谷委員長及び事務局からの説明。
- ・本件については、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(3) 肥料・飼料等専門調査会及び農薬専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

- ・「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」
- ・担当委員の三森委員及び事務局からの説明。
- ・本件については、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * テトラサイクリン系の抗生物質で、動物用医薬品又は飼料添加物として牛、豚、鶏、魚類等に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- また、農薬（殺菌剤）としてりんご、もも等に使用され、今回、あんずへの適用拡大申請がされています。

(4) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

【食品健康影響評価】

[1]動物用医薬品及び飼料添加物「タイロシン」

- ・「タイロシンの一日摂取許容量を 0.005mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[2]動物用医薬品「リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同 10%、同 20%)の再審査」

- ・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

* [1]マクロライド系の抗生物質で、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。

* [2]抗生物質で、動物用医薬品として豚増殖性腸炎の治療等に使用されます。

(5) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(平成 24 年 5 月末時点)

- ・事務局から報告。

(6) 平成 25 年度食品健康影響評価技術研究の対象領域(案)について

- ・ 調査・研究企画調整会議座長の佐藤委員及び事務局から説明。

「平成 25 年度食品健康影響評価技術研究の対象領域(案)について」案のとおり決定。

(7) 食品安全関係情報(8 月 11 日～8 月 24 日収集分)について

- ・ 事務局から報告。

(8) 食品安全委員会の 8 月の運営について

- ・ 事務局から報告。

(注) * の記述は、物質の概要です。

※詳細はこちらをご覧ください。